平成２２年（フ）第１２号
長崎県諫早市栄田町21番10―1402号、前住所長崎県諫早市真崎町823番地２
債務者　牟田口直樹
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端　克成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月29日午後４時
5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第１６５７号
札幌市豊平区平岸３条11丁目３番３―403号
債務者　前田　　洋
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　宏信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月12日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年10月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
石川県加賀市山代温泉11―86―１、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉15の145番地
債務者　穂積真理子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木梨　松嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第７０号
石川県加賀市山代温泉11―86―１、住民票上の住所石川県加賀市山代温泉15の145番地
債務者　穂積　淳一
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木梨　松嗣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月７日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月７日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第４７８７号
京都府八幡市八幡長谷60番地の８
債務者　畑瀬　和久
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　豊浦　伸隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月22日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８０号
東京都大田区田園調布本町52番19号
債務者　阿部　　豊
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８１号
東京都大田区田園調布本町52番19号
債務者　阿部　令子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉澤幸次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月14日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２６号
佐賀県佐賀市高木瀬東２丁目５番40号
債務者　川島　ふみ（旧姓川﨑）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成22年10月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第６５号
秋田県横手市横手町字六ノ口24番地３
債務者　佐藤　　譲
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（フ）第１０３５７号
大阪府枚方市走谷２丁目11番13号
債務者　福本　利栄
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１２１号
大阪市北区本庄東３丁目８番３―1103号
債務者　迫田　弘子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２８９３号
大阪市西成区長橋３丁目１番２―305号
債務者　切畑　淑子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３４９２号
和歌山県海南市冷水194番地３、申立時の住所大阪市西成区聖天下２丁目５番７号
債務者　中東　政雄
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３６６９号
大阪市天王寺区南河堀町９番48―613号
債務者　藤田　眞弓
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７２７号
大阪府東大阪市善根寺町４丁目11番39号コーポ阪奈Ａ101
債務者　小舟八重子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７８５号
大阪市北区池田町12番８号　グリーンビル203号室
債務者　夫宮こと　夫　　承一
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７９３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番113―105号
債務者　井上　定吉（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部